



1,369億円の 平成21年度当初予算を可決

平成21年第2回定例会を3月4日から26日までの23日間の会期で開催しました。

この定例会では、野村市長から施政方針の説明が行われ、これに対する各会派の代表質問を行うとともに、市長から提出された「平成21年度一般会計予算」をはじめ、「茨木市路上喫煙の防止に関する条例の制定について」など、52件の議案を原案どおり可決・承認しました。

また、議員から提出された議案2件を原案どおり可決し、意見書3件のうち1件を原案どおり可決しました。

市長の施政方針に対する 各会派の代表質問

主な要旨は次のとおりです。

(◎印は幹事長)

民主みらい

◎中村 信彦 安孫子 浩子
滝ノ上万記 友次 通憲
石井 強 田中 総司

新年度予算の 市民への影響は

問 日本経済が急激で深刻な不況の中、本市も厳しい財政状況にある。今回の予算は、高齢者や障害者など社会的に弱い立場にある市民にも痛みを求める内容となっているが、百年に一度といわれる不況の今こそ、就労支援をはじめ、福祉のセーフティネットになっている施策は、むしろ拡充すべきではないか。

答 新年度予算は、景気悪化に伴う市民生活や雇用情勢への影響など、厳しい社会情勢を十分認識し、市民の持続的な安心・安全の確保を基本に、市民ニーズに対応した施策を実現するために編成した。また、職員の人件費や市単独実施の福祉分野の個人給付や団体補助金の見直しなどに取り組むことにより、市税収入が大幅に減少する財政状況から財源を確保し、市民福祉の充実と行政水準の向上をめざしたものである。

下水道整備の進捗状況は

問 下水道整備について、市町村設置型合併浄化槽の整備に向けた取り組みはどこまで進んでいるのか。また、具体的な着工の時期と整備完了のめど、PFI方式の採用、料金設定について、どのように考えているのか。

答 合併処理浄化槽事業について

は、現在、現況調査などを行うとともに、P F I方式の導入の可否を判断するため、事業者の意向調査を進めている。また、事業実施時期については、事業認可等の諸手続を勘案し、平成25年度より着手し、平成20年代後半をめどにしている。料金については、公共下水道の料金体系を基本に設定していきたいと考えている。

総合計画に基づいた開発を

答 大規模工場跡地については、将来の都市づくりに大きくかわるものとして、総合計画の実現も踏まえ、市の意見も示しながら、適正な開発となるよう協議していくが、岩倉町の開発は、事業に要する経費や、その負担者等の課題がある。また、府営住宅敷地は、当該用地の利用だけでなく、駅周辺の状況を踏まえながら、中心市街地の活性化や市全体のまちづくりに生かしていくことが必要と考える。

問 大規模工場跡地と阪急茨木市駅東側府営住宅敷地について、総合計画に沿った整備や土地利用計画にもとづいた取り組みが必要ではないか。特に、岩倉町の開発は、J R茨木駅のプラットホームを南伸させ、歩道橋を設置すれば、にぎわい創出につながるのではないか。また、阪急茨木市駅前の府営住宅敷地は、駅周辺の再整備として取り組んでいく必要があるのではないか。



土地活用が検討される府営住宅敷地

平成21年度会計別当初予算総括

(単位：千円)

会計区分	21年度予算額	20年度予算額	対前年比
一般会計	74,200,000	75,189,837	△ 1.3
特別会計	54,307,791	57,138,493	△ 5.0
特別会計の内訳			
財産区会計	5,933,339	6,003,603	△ 1.2
国民健康保険事業会計	25,562,664	25,151,884	1.6
老人保健医療事業会計	70,340	3,003,056	△ 97.7
後期高齢者医療事業会計	2,699,575	2,374,344	13.7
介護保険事業会計	11,183,873	10,775,606	3.8
公共下水道事業会計	8,858,000	9,830,000	△ 9.9
水道事業会計	8,442,959	9,537,336	△ 11.5
合計	136,950,750	141,865,666	△ 3.5

※平成20年度は6月補正後の予算額

青少年センターの存続を

問 豊川・沢良宜・総持寺青少年センターは同和对策事業の一環として整備されたが、同和对策の法失効後は幅広い地域の市民が利用し、定着している。府の事業費補助が打ち切られたため、大幅に施設を見直そうとしているが、利用者からは存続を求める強い声が出されており、幅広い市民の意見を聞いたり、指定管理者制度を導入するなど、さまざまな手法で存続を検討しているか。

答 3青少年センターは、府との協議後、いのち・愛・ゆめセンターに統合する。これは、府の補助事業が廃止になったことに伴い、今後の施設運営をより効率的に行うものであり、地域全体の青少年健全育成にも資する施設として引き続き活用したいと考えているが、別の用途に使用するものではないため、あり方等について検討する組織を設ける考えはない。

戸籍謄本、住民票の不正入手防止を

問 戸籍謄本、住民票の不正入手について、来年度から、本人以外からの請求があった場合に通知する制度を府内5から10の自治体が始まる。本人通知の対象となるのは、戸籍謄本や住民票の写しなどで、通知を希望する方

は事前に登録しておくというものであるが、府も来年度の運用実績をもとに制度実施を法に盛り込むように国に求めるとしているが、本市でも取り組むかどうか。

答 不正入手の防止については、平成20年5月から戸籍法、住民基本台帳法の一部改正があり、請求時における本人確認が厳格化され、不正請求に対する一定の効果があるものと考えており、府が提唱する制度を直ちに導入する考えはない。今後、府内各市の状況を見極め、検討していく。

日本共産党

◎岩本 守 朝田 充
畑中 剛 阿字地 洋子

特定団体の施設利用を不許可処分に

問 行政財産の目的外使用については、3つのいのち・愛・ゆめセンターの施設の一部を、平成21年度も部落解放同盟支部及び関連団体に使用させると聞いている。大阪市の人権文化センター内の部落解放同盟支部事務所の退去を命じた控訴審は、3月2日、和解が成立し、今年9月2日までに退去することが決まったが、本市もこの決定

を踏まえ、目的外使用の不許可処分を行い、退去を求めるべきではないか。

答 大阪市が人権文化センター内の支部事務所の退去を求めていた裁判において、さきの大阪高裁の和解勧告では、「支部の活動について一定の理解を示しつつも退去すべき」との判断が示されており、本市も今年度末までに自主退去するよう求めている。

バス路線拡充へ地域協議会設置を

問 近鉄バスの運行が廃止された三島丘地域、また、減便・経路変更された春日丘路線は地域住民の利便性に重大な影響を与えている。規制緩和により、

一方的に実施される関係法規の改善があるが、国はそれに代わる制度として、地域協議会の設置を進めており、本市も設置すべきではないか。また、近鉄バス弁天前線、美穂ヶ丘線、彩都西部地区と市中心部を結ぶ路線、および市南部地域バス路線拡充への対応はどうか。さらに、代替措置の研究、検討はしているのか。

答 バス運行にかかわる地域協議会の設置については、現在、研究中である。また、彩都西部地区及び市南部地域のバス路線の新設、拡充は、バス事



バス路線の拡充が求められる区画整理された島三・四丁目付近

財政優先の削減は市民負担の押しつけでは

業者に要請している。路線バスの運行休止や減便に対する代替措置は考えていないが、バス事業者に対し、経営上の判断だけでなく、公共交通を担う事業者としての使命、地域全線での収支を考えた上での対応を要請している。

問 平成21年度の予算は、市民の暮らしより市財政を優先させる単なる経常経費削減であり、安易にシーリングカットを負わせて、市民の暮らしや福

社に大なたを振るい、市民サービス削減を押しつけている。市の単独事業を削減の標的にするのは、地方分権の放棄と考えるがどうか。

答 予算編成は、景気後退の影響を受け、市税収入が大幅に減少する厳しい状況の中、自治体の責務である持続的なサービスを提供するため、行政評

変えていく力

◎塚 理 大野 幾子
福丸 孝之

施設利用料等見直しの配慮を

問 本市は、企業の撤退などで厳しい財政状況になっており、市民や利用者の負担金徴収業務の強化、施設利用料等の適正化や減免制度の見直しが行われる背景は十分に理解できる。しかし、負担金や利用料等を支払うことが困難な社会的弱者に対しては、どのような配慮を考えているのか。

答 施設利用料等の見直しにおける社会的弱者等への配慮については、今後、庁内検討組織で受益者負担の原則と公費で負担すべきかを十分検討するとともに、市民参画を得た検討委員会でも、福祉施策との整合性や現在の社

価を活用し、徹底した行財政改革に取り組む、既存事業の見直しと経常経費の精査等、市民サービスの向上に資する経費にも配慮したところである。なお、市独自の施策の見直しは、進展する地方分権の流れの中で、自らの責任で判断するもので、地方分権の放棄とは考えていない。

会情勢など、さまざまな角度から検討し、決定していきたい。

救急医療体制の確保を

問 多くの市民が健康や医療問題に注目しているが、市町村単位では、この問題に対する動きが難しいところがある。そのような中で、小児二次救急医療体制の確保や救急医療体制づくりの取り組みについて、市としてどのようなことができるのか。

答 小児二次救急医療の充実を図るために、これまで済生会茨木病院では



未実施となっている、火曜日と木曜日の診療について、医師確保の協力を要請してきた。その結果、昨年12月から木曜日の診療が開始された。二次救急医療体制については、医師不足、特に小児科医の確保が難しい状況にあることから、今後も、三島医療圏で協議していきたい。

自由民主党・市民会議

◎上田 嘉夫 上田 光夫
下野 巖 中内 清孝
木本 保平 大谷 敏子

児童防火教育の内容と今後の実施計画は

問 防災意識の向上を図るために、小学校の全児童を対象として、防火教育を実施することだが、どんな教育内容なのか。また、児童防火教育の今後の実施計画はどのようなものか。

答 防火教育については、子どもとときから災害や火災を予防する危機管理能力と、災害時に自分の身を守る知識を身につけるために、今後3か年計画で消防音楽隊などを活用した参加型の教育内容を、全小学校32校で実施していきたい。

購買意欲の増進、消費拡大を図る施策を

問 産業の活性化について、商工業者や市民参加による検討委員会の設置や従来の補助制度から新たに「商店街活力アップ支援事業」を実施しようとしている。しかし、意欲ある業者だけでは、なかなか活性化するものではないと考えるが、消費者の購買意欲の増進、市内での消費拡大の施策についての考えを問う。

答 市内での消費を促し、消費拡大につなげていくには、意欲ある事業者を支援し、魅力ある商店や商品の集積を図るなど、消費者にとって魅力や利便性の向上を図ることが重要と考えている。今後も、商工会議所や商業団体連合会などの関係団体と連携し、事業者の意見も参考に、市内の商業振興に努めていきたい。



西河原防災公園の概要は

問 公園整備について、西河原公園と一体とする防災公園工事に着手するとしているが、この防災公園については、大震災からの避難者の生命保護や大規模地震等の災害発生時に、市民の救援活動や復旧・復興活動する機能を持たせるものと認識しているが、当



防災公園の整備予定地

該公園の概要と今後の防災計画について、どのように考えているのか。

答 西河原防災公園は、広さ4,35ヘクタールで、平常時は多目的グラウンドを中心として、芝生広場や遊具広場を整備し、災害時には、広域避難地としての機能を備え、傷病者や救援物資を搬送・運搬する緊急ヘリポート、仮設トイレなどの防災機能を備えた施設の整備を予定している。さらに、東側歩道を拡幅し、避難地へのアプローチを容易にし、資材置き場や災害の廃材集積場にも使用できる駐車場を整備する。

小児二次救急医療体制の充実を

問 市は、小児二次救急医療体制の確保を図っているが、現在、三島医療圏内には幾つの病院があり、また、体制の確保を図ったことにより充実したものは何か。

答 現在、三島医療圏においては、5病院が対応している。本市における二次救急医療の唯一の医療機関である済生会茨木病院は、医師不足等の関係から、平日の火曜日及び木曜日の診療が未実施となっていたが、関係機関の協力により、平成20年12月から

木曜日の診療が開始されたところである。今後さらなる充実に向け、協議を進めていく。

妊婦一般健康診査の将来像は

問 将来を担う子どもたちの健やかな成長を地域全体で支援する体制をつくることは大変重要なことであり、協力しなくてはならないと考える。妊婦一般健康診査における助成制度を再構築し、健診費用の軽減を図るとしているが、軽減の内容と将来的な展望はど

う考えているのか。
答 本市では、これまで3回の妊婦健診に、総額14,980円の公費負担を実施してきたが、今年度から金券方式とし、総額46,000円に助成を拡充し、助産所での健診も公費助成の対象としたほか、里帰り出産も対応できるように償還払い制度を実施するものである。しかし、国庫補助は、6回以降の健診について、助成額の2分の1を補助するものであり、期間も平成22年度までとなっているため、将来的には、国において、全額補助されるよう要望していきたい。

公明党

◎大島 一夫 青木 順子
篠原 一代 松本 泰典
坂口 康博 河本 光宏
村井 恒雄

市民生活を守る 行財政運営を

問 財政規律の保持のため、行政評価を活用し、徹底した行財政改革を推進するとともに、経常経費を大幅に削

減しているが、経常経費の大幅な削減は、市民生活にも大きな影響をおよぼすと考えられる。受益者負担等の考え方も必要であるが、今後の運営の中で、命を守る観点、子育て支援等の視点を考慮した取り組みも重要ではないか。
答 行財政運営を適切に行うに当たり、基本は、財政規律を保持し、収支の均衡等の財政の健全性が保たれることで、将来にわたって市民生活を守ることができると考えている。受益者負担の適正化や事業の見直しは、今後、社会情勢、近隣各市の状況、市民生活の安定や福祉の充実の観点などさまざまな角度から総合的に判断し、進めていきたい。

定額給付金などの支給で効果を

問 経済が急激に悪化する状況にあって、定額給付金給付事業や子育て応援特別手当給付事業が実施されることは、市や市民にどのような意義があるのか。また、速やかな支給に向けてどのような努力をし、目標を設定しているのか。さらに、本事業の効果が出るような商業活性化対策を推進する必要性があるのではないかと。

答 両事業を実施することで、市民生活の安心につながり、地域の経済振興にも寄与すると考えている。また、円滑かつ適正に実施するために、「定額給付金等給付事業実施本部」を設置し、そのもとにプロジェクトチームを置き、給付準備の事務を進めている。また、市内商業の活性化を図るには、事業者等の自主的で積極的な取り組みが重要と考え、効果をあげるための有効な方策の実施については、事業者・団体に呼びかけている。

住民健診の充実を

問 住民健診は、病気の早期発見の機会であり、早期治療や生活習慣の見直しの契機として重要と考える。今年度は、特定健診制度が導入され、がん検診と分離されたことによる不便さや健診項目の内容に対する要望を市民が



ら聞いているが、来年度は、市民ニーズに配慮し、どのように改善するのか。また、健診や保健指導の受診率を高めるためにどのような方策を考えているのか。

答 住民健診の充実に当たり、平成20年度から特定健診を実施しているが、制度的な問題から、受診の機会が得られなかった年度途中の保険異動者に受診の機会を確保する。また、健診期間も年度末まで延長し、問診票の数を削減し、煩雑さの解消を図る。さらに、広報誌やホームページのほか、生活習慣病予防の出前講座やがん検診時に、特定健診や保健指導の必要性について理解を深めてもらえるよう啓発に努めていく。

積極的な企業誘致推進を

問 彩都中部地区へは、企業が進出に関心を示していると報道されたが、

市として、企業誘致を府に真剣に働きかけ、積極的に提案していくべきではないか。また、本市は交通の要衝で、新名神高速道路の建設計画もあり、それを生かした企業誘致も考えられる一方で、進出したくても土地がないとも言われている。拠点整備がポイントであり、将来に向けての構想を練る必要があるのではないかと。

答 彩都中部地区は、彩都建設推進協議会が中心となり企業誘致を進めているが、市としては、今後も市内企業の動向の把握に努め、府等の関係機関と連携し、積極的に企業誘致に取り組んでいく。また、交通至便で良好な生活・雇用環境にあるなど、企業が市内に立地する魅力は高いと考えるが、大規模な事業用地を提供できないのが現実である。今後、どのような拠点整備が有効か、土地利用等も含め検討していく必要があると考える。

公民館再編の視点と目標は

問 公民館のコミセン化は、公民館活動のあり方や小学校区単位のコミュニティセンターの整備による市民参加のまちづくりの拠点整備につながるかと期待している。また、公民館活動を発展させる視点

や市民に使いやすい施設の運営や形態にすることも大切と考える。今回の再編に当たり、どのような視点と目標を持って取り組むのか。

答 公民館のコミセン化への取り組みは、地域の身近な学習拠点である公民館とコミュニティセンターを含め、各地域の活動拠点の一体化や管理運営体制の統一化を図ることと認識しており、あらゆる世代の人々がいつでも自由に学習できる場の提供や地域のコミュニティの活動拠点となるように取り組んでいきたい。



イベントや学習活動に利用される生涯学習センターきらめき

良好なまちなみ形成と魅力ある都市景観を

問 良好なまちなみ形成や適正な土地利用に関して、高さについての考え方を示すということであるが、景観との関連では、どのように考えているのか。また、高さについて理解を得るための基準や地域の設定はどうか。さらに、景観については、個人の価値観に

よって違ってくるが、今回の条例制定に向けての取り組みに対し、守るべき景観とはどのようなものか。

答 良好な住環境やまちなみの維持・形成を図るため、その地域の現状と特性を踏まえメリハリのある建築物の形態規制を検討している。また、景観計画の策定は、眺望景観や重点地域など、それぞれの地域特性を生かした景観の保全や形成に努めていく。

刷新市民フォーラム

◎桂 睦子 小林美智子
辰見 登 羽東 孝
山本 隆俊

補助金支出の現状と今後の方針は

問 市が各種団体へ支出する補助金や公共施設利用は、限られた個人や集団に特権的な利益や恩恵を与えるものであってはならないと考える。平成20年度の補助金交付団体数と補助金額は幾らか。また、透明性と説明責任を果たすためには、抜本的見直しが必要と考えるが、それに対する見解と今後の

方針を問う。

答 平成20年度の補助団体数は676団体で、補助金総額は約15億6千万円である。今回の見直しは、市を取り巻く厳しい財政状況を各種団体が共有し、運営に工夫と努力をしてもらうべく、一律2割削減を行った。また、今後は、団体補助金については、施設利用料や減免制度と関連するため、市民参画を得た検討委員会で、必要性、有効性、公益性の観点から検証していく。

府の維新プログラムの影響は

問 平成20年度に引き続き、府の財政改革である「維新プログラム」が行われるが、それにより本市で影響を受ける事業は何事業あり、その事業を市の予算で継続するか否かの判断基準はどのようなものか。また、その結果と

して、事業廃止や事業縮小の数はどのようなになるのか。

答 府の維新プログラムの影響を受ける事業は14事業あり、事業の継続・廃止の判断基準は、「府の見直しに伴う負担を市は肩代わりしない」という考えを基本に対応しており、市民生活に影響の大きい事業は、内容を見直しして継続している。その結果、廃止するのは4事業で、縮小するのは10事業である。

教育施設利用料の規則改正の見解は

問 平成21年度には、施設利用料等の適正化及び減免の見直しが市民参画のもとで行われる予定であるが、4月から教育施設使用料の規則改正が行われる。まず、施設の位置づけや条例整備など抜本的な整理を行い、その過程を市民に公開し、また、利用団体の活動に配慮すべきと考えるがどうか。

答 教育施設使用料の団体への減免制度は、団体等の活動を奨励するために実施してきたが、今回の事業見直しで、ほとんどの団体が利用料免除という状況は、受益者負担の適正化の観点から、早急に改善すべきと判断し、5割及び3割の減額措置を適用し、一定の負担を求めることとした。なお、利用料金の適正化を含めた抜本的な見直しは、平成21年度に全庁的な使用料等の見直しの中で取り組んでいきたい。

次世代育成支援行動計画の策定状況は

問 次世代育成支援行動計画を策定する中で、アンケート方式の意向調査を実施されたが、前期計画では、就学前や小学生を持つ家庭のみの実施で、今回も調査対象は限られている。子どもとは満18歳未満のものという法の趣旨から、意向調査は幅広く行われるべきで、子どもの参画・主体性という観点からの計画づくりも必要だと考えるが、見解を問う。

答 「後期行動計画」の策定に向け、次世代育成支援推進協議会を開催し、意向調査の内容を協議したところである。その後、就学前児童、小学生の保護者に意向調査を実施し、調査結果をまとめているところである。また、今回は、これまでの保護者に加え、中高生に対して、アンケート調査を実施し、さらに、大学生の調査を次年度に予定している。今後、協議会でさらなる子どもへの参画も必要とされたら、適宜その対応をしていく。

